

しずおか優良木材とは？

皆さんに安全・安心な県産材の家を建てていただくために、品質・性能が確かな「しずおか優良木材」を提供しています。しずおか優良木材とは、しずおか優良木材認証審査会による認定を受けた工場が、製材品・製品を生産し、検査に合格した認証製品です。品質、寸法、含水率（木材の乾燥具合）、強度などの項目に、厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたのが「しずおか優良木材」（認証製品）です。



しずおか優良木材認証マーク

しずおか優良木材製品品質規格基準（抜粋）

材 種		品 質 基 準		寸 法 基 準		乾燥基準	強度基準
構 造 用 製 材	JAS規格甲種 構造用Ⅰ相当	区 分		表示された寸法と測定した寸法との差が、 下表の右欄に掲げる数値以下であること。 単位:mm		含水率 20%以下 とする。	スギ： E70相当 以上 ヒノキ： E90 相当 以上
	基 準						
	丸 身		な し				
JAS規格甲種 構造用Ⅱ相当	曲 り	甲種	0.2%以下				
JAS規格乙種 構造用相当		乙種	0.1%以下				
		その他欠点		軽 微			
造 作 用 製 材	造作類	あて及びその他の欠点が 軽微であること				含水率 18%以下 とする。	
	壁板類						
原 材 料	1. 静岡県産材証明制度によって管理された原木であること。						
	2. 原木は合法性が証明されたものであること。						
木 質 建 材	1. JAS、JIS及びAQ認証のいずれかの認証に基づき製造された製品であること。						
	2. ホルムアルデヒド放散量の平均値が0.3mg/L以下、最大値が0.4mg/L以下であること。						
	3. 静岡県産材証明制度によって管理された原木であること。なお、原木は合法性が証明されたものであること。						

申込・問合せ

静岡県森林組合連合会

E-mail s-wood@s-kenmori.net
URL <http://www.s-kenmori.net/kinoie>

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階

TEL.054-253-0195（土曜・日曜・祝祭日は休業）
FAX.054-253-2328

問合せ

静岡県林業振興課

TEL.054-221-2691 E-mail rinshin@pref.shizuoka.lg.jp



住んでよし しずおか木の家 推進事業

最大 **30万円** 助成！
リフォームは最大 **7万円**！

県産材の家づくり支援制度



「第26回静岡県住まいの文化賞 優秀賞／しずおか優良木材賞」受賞

静岡県森林組合連合会

「住んでよし しずおか木の家推進事業」のご案内

◎品質の確かな「しずおか優良木材等」を使って、住宅を新築・増改築、リフォームする方に助成します。

1 募集内容

- **募集期間：4月1日～2月22日**（2月22日が土曜日または日曜日の場合はその前の金曜日まで）
※予算の範囲内において先着順です。※当日の消印有効
- **助成額（1棟当り）**

しずおか優良木材等使用量	新築・増改築				リフォーム	
	2～10㎡未満	10～15㎡未満	15～20㎡未満	20㎡以上	仕上材 10～20㎡未満	仕上材 20㎡以上
助 成 額	6万円	13万円	21万円	30万円	3万円	7万円

2 応募条件

次の条件を**すべて満たす**場合に、応募できます。

【共通の条件】

- (1) **自らが居住するために、静岡県内において**、住宅を取得（新築・増改築）すること、または、住宅をリフォームすること。
- (2) しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が**3月8日まで**であること。
- (3) 施工者は、県内に事業所または営業所を有する建築業者等であること。
- (4) 住宅を新築・増改築、リフォームする設計者または施工者が「**しずおか木の家推進事業者**」であること。
- (5) アンケートや住宅見学会開催に協力できること。
- (6) 施工者の製品購入先が、**静岡県産材証明制度**によって**産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者**であること。

【新築・増改築する場合】

・使用する木材のうち、**50%以上※**が「**しずおか優良木材等※**」であること。

- ※しずおか優良木材等とは…
 - しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品または同会が個別に認証した製品
 - 静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明されたJAS・JIS製品

※【算定方法】しずおか優良木材等の使用量(単位:㎡)を、延床面積(単位:㎡)に0.2㎡/㎡を乗じて得られる数値で除して得られる数値が0.5(50%)以上であること。
例) 延床面積 100㎡の場合 ●木材総使用量 100㎡×0.2㎡/㎡=20㎡ ●しずおか優良木材等使用量=20㎡×50%=10㎡以上

【リフォームする場合】

・仕上材に、「**しずおか優良木材等**」を**10㎡以上**（木材使用面積に県産材を使用した割合を乗じた面積）使用すること。

3 応募方法

下記期限まで（製品認証が必要な場合は1ヶ月前まで）に、静岡県森林組合連合会あてに、次の書類を郵送または直接持参してください。（最終面参照）

提出書類	注文住宅の場合	建売住宅の場合	リフォームの場合
(1) 補助金交付申請書（注文:様式第4号、建売:様式第5号、リフォーム:様式第6号）	●	●	●
(2) しずおか優良木材製品認証申請書（様式第7号）	● ※1		● ※1
(3) しずおか優良木材製品品質管理票（様式第8号）	● ※1		● ※1
(4) 木びろい表（新築・増改築:様式16号、リフォーム:様式17号）	●		●
(5) 現地案内図、各階平面図（写）（リフォームは、施行箇所平面図）	●		●
(6) 建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）	●		
(7) しずおか木の家証明書（写）（様式第3号）		● ※2	
(8) 売買契約書（写）と写真（全景）		●	
(9) 請求書（様式第13号）		●	
(10) 工事請負契約書（写）			●
書類提出期限	上棟の2週間前	購入後1ヶ月以内	工事着工の2週間前

※1 しずおか優良木材認証審査会が個別に製品を認証する場合に必要な書類です。

※2 建売住宅を購入する場合、応募条件を満たしていれば助成の対象となりますので、販売業者から「しずおか木の家証明書（写）」をもらってください。

申請から支払いまでの流れ

上棟予定の2週間前※

※製品認証が必要な場合は1ヶ月前まで
※建売住宅は購入後1ヶ月以内
※リフォームは工事着工の2週間前まで

すみやかに



しずおか優良木材等を使った部分の施工完了とは？

新築・増改築の場合
①しずおか優良木材等の使用が“構造材のみ”の場合は、上棟完了時
②しずおか優良木材等の使用が“構造材＋内装材等”の場合は、内装等の施工が完了した時
リフォームの場合
①工事完了時

月1回



補助金交付申請

施主 → 静岡県森林組合連合会

書類の審査

県森連で書類内容を審査

補助金交付決定通知

施主 ← 県森連

上 棟

（※リフォーム:工事着工）

現地確認検査

しずおか優良木材等を使った部分の施工完了

10日以内に

補助金実績報告・請求書の提出

施主 → 県森連

最終受付は3月15日（3月15日が土曜日または日曜日の場合はその前の金曜日まで）

書類の審査

県森連で書類内容を審査

補助金交付確定通知

施主 ← 県森連

補助金の支払い

施主 ← 県森連

■提出書類（注文住宅の場合）

- 補助金交付申請書（様式第4号）
- しずおか優良木材製品認証申請書（様式第7号）※
- しずおか優良木材製品品質管理票（様式第8号）※
- ※製品認証の場合
- 木びろい表（様式第16号）
- 現地案内図、各階平面図（写）
- 建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）

■提出書類（建売住宅の場合）

- 補助金交付申請書（様式第5号）
- しずおか木の家証明書（写）（様式第3号）
- 売買契約書（写）
- 写真（しずおか木の家全景）
- 請求書（様式第13号）

※注意事項（建売住宅の場合）

- ◎上棟前に「しずおか木の家証明書（様式第1号）」を提出し、しずおか木の家証明書（様式第3号）の交付をうけること。
- ◎しずおか優良木材等を使った部分の施工が完了後、すみやかに施工完了届（様式第2号）を提出してください。
- しずおか優良木材製品出荷証明書（様式第10号）
- 県産材販売管理票（写）
- 写真（施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの）

■提出書類（リフォームの場合）

- 補助金交付申請書（様式第6号）
- しずおか優良木材製品認証申請書（様式第7号）※
- しずおか優良木材製品品質管理票（様式第8号）※
- ※製品認証の場合
- 木びろい表（様式第17号）
- 現地案内図、リフォーム箇所の平面図（写）
- 工事請負契約書

※製品認証（個別認証する場合）

- 製品に継手や仕口の加工を施す前に、個別の製品検査を受けていただく必要があります。
- 補助金交付申請時に「しずおか優良木材製品認証申請書（別紙様式第8号）等」を提出し、製品検査を受けてください。【検査実費:3,000円/㎡ 認定手数料:20,000円/荷口】

■実績報告提出書類（注文住宅の場合）

- 補助金実績報告書（様式第11号）
- しずおか優良木材製品出荷証明書（様式第10号）
- 県産材販売管理票（写）
- 写真（施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの）
- 請求書（様式第13号）

■実績報告提出書類（リフォームの場合）

- 補助金実績報告書（様式第11号）
- しずおか優良木材製品出荷証明書（様式第10号）
- 県産材販売管理票（写）
- 写真（納品時にしずおか優良木材等が確認できるもの及び施工完了時のもの）
- 領収書（写）
- 請求書（様式第13号）

申請に必要な書類（様式）は、静岡県森林組合連合会ホームページをご覧ください。

【URL】 <http://www.s-kenmori.net/kinoie>